

## 第 1 2 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 3 年 5 月 2 5 日、午前 9 時 0 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 1 2 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 1 8 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 3 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について</p>
----	---

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長

ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第12回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時3分 開会】

議長

それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

5番 清水委員、10番 星野委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が5件、筆数が7筆、面積が3,659.8㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が16件、筆数が20筆、面積が13,990㎡となっております。

合計いたしまして、件数が21件、筆数が27筆、面積が17,649.8㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の7ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

5月の申請件数は9件、うち太陽光7件、一般住宅2件でした。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は板倉町地内の田、2,099㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル462枚を567㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

議案書の52ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が51ページからとなっておりますので、ご覧ください。

なお、5月11日に行った、事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書7ページにお戻りください。

2番、申請地は菅田町地内の田、160㎡ほか2筆、計522㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積116.76㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の57ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書7ページにお戻りください。

3番、申請地は樺崎町地内の田、800㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル138枚を361.56㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の58ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書8ページをお開きください。

4番、申請地は大月町地内の田、367㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積126.48㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の59ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

続く5番、7番、8番は、大沼田町の第2種農地において、同一の譲受人が、使用貸借権の設定で、太陽光発電設備用地を目的とした申請となっています。

5番、申請地は大沼田町地内の田、1, 766㎡において、太陽光発電パネル200枚を441.8㎡に設置するものです。

議案書の60ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

6番、申請地は大沼田町地内の田、1, 609㎡のうち457㎡です。

施設の概要は工事車両進入路用地で、7番の太陽光発電パネルを設置する際に鉄板を敷き、約4か月間、工事車両の通行のために使いたい、というものです。

議案書の61ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

7番、申請地は大沼田町地内の田、631㎡において、太陽光発電パネル200枚を441.8㎡に設置するものです。

議案書の62ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページをお開きください。

8番、申請地は大沼田町地内の田、763㎡において、太陽光発電パネル200枚を441.8㎡に設置するものです。

議案書の63ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

9番、申請地は大前町地内の田、980㎡ほか1筆、計1, 376㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の64ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請9件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6 番

6 番 岡村委員

6 番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 5 1 ページをご覧ください。

調査年月日は令和 3 年 5 月 1 7 日月曜日、午前 9 時から、調査班は柏瀬委員を班長といたしまして、桐生委員、清水委員、長谷川会長、私の 5 名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5 条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、群馬県太田市で太陽光発電事業地の維持管理を行う申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、申請人として初めて、太陽光発電設備を設置し運営したいというものです。

申請地は、南側が山林で日照が遮られるため、4 6 2 枚のパネルとメンテナンス車両の駐車スペースを配置するには、低圧であっても約 2, 0 0 0 m<sup>2</sup>の面積が必要とのことでした。

発電出力は 8 5. 4 7 kw で、売電単価は税抜き 1 8 円、年間約 1 6 0 万円の売電収入となり、9 年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

申請地は整地のみで、安全対策のフェンスは、境界から 5 0 cm 後退して設置します。雑草の管理は年 3 回以上の草刈りを行い、市内の事業者であるため、近隣から苦情があった際にはすぐ対応できる、とのことでした。

申請地は、東および西は田、北側は道路および田、南側は山林です。転用によって進入できなくなる農地はなく、水路も現況を維持して施工するとのことで、周辺農地に影響はないと考えます。

最後に、計画通りに施工し、転売は絶対にしないとの言葉を申請人から確認しております。

結論として、申請地は、板倉町東部の第 2 種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

入江推進委員

申請地の周囲の道路は幅が狭く、生活道路にもなっているので、工事車両の往来の際は気を付けてほしいと思います。

副主幹

実情調査会において、申請人と申請代理人に対し、その旨を伝えております。また、資材搬入の際に、途中で軽トラに積み替える場合は、資材を周辺農

地に絶対に置かないこと、車両の重みで道路が破損した場合は市道路河川保全課の指導を仰ぐことを求め、了承いただきました。

議長 では、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から9番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。9番の譲受人は、過去の約束通り、許可地の水路周りの草を刈ってくれていますが、刈った草が全部、水路に投げ込まれています。これでは水が流れません。事務局から注意してもらえますか。

副主幹 許可地の場所を教えてください。事務局で現地を確認した後、譲受人に直接、是正を促します。

議長 ほかに、意見はありますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番から9番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の10ページをお開き下さい。

第2号議案、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農業委員会が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、総会の議決により判断いただくため、今回上程するものです。

対象地は3筆あり、名草上町地内の田、面積657㎡、同じく名草上町地内の田、面積257㎡、名草下町地内の畑396㎡で、いずれも荒廃農地の把握年月日は令和3年4月30日、現況確認日は5月17日です。

現地の状況は、雑木が混在した竹林の様相を呈しており、周囲の状況から見て、農地に復元することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということでもあります。

位置図、公図につきましては、議案書の65ページから66ページに載せてあります。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、5条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、2カ所3筆の現地調査を行いましたところ、対象地は集落に近い山の裾野にあり、雑木が混在した竹林となっていることを確認しました。周囲は山林となっている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹推進委員

ありません。

湯澤推進委員

教えてください。以前、私の地元においても、山林と一体化した農地を非農地判断するため、事務局と登記官が来ましたが、当時の登記官から、区域が明確になっていない、と測量を求められました。今回は、境界が明らかでなくても非農地として認めてくれたのでしょうか。また、農地解放で山林を切り崩して取得した農地なので、非農地にできない、と言われたこともあります。

議長

今は、全国農業会議も農水省でも、再生が不可能な農地は山林に戻しましょう、という考えです。しかし、個々の登記官の権限が強く、登記官がダメ、といたらダメなんです。登記官によって対応が異なる、という問題は以前からあります。そのため、県農業会議を通じて全国農業会議へ、農水省と法務省の考え方や対応に統一性を持たせるよう要請しています。

湯澤推進委員

また、非農地判断の場合は、自分で耕作せずに放置した場合は認められないと思います。

議長

この案件は、土地所有者の親の代に山林化が始まり、現在の状態になったものを相続した、と聞いています。

湯澤推進委員

わかりました。また、周りが耕作されていて、ポツンと山林化したところは認められないと思います。

議長

そうですね。非農地判断はケースバイケースで、事務局と登記官がすり合わせできたものが上程されているわけです。

ほかにありませんか。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。

農地を非農地判断したことで、登記地目の変更はリンクしているのでしょうか。

副主幹 農業委員会で非農地判断しても、登記官が非農地と認めなかった場合、土地所有者は地目を変えることができないので、事前に事務局と登記官で現地を確認し、変更後の地目を共有するようにしています。

青林推選委員 私の案件なので、説明させてください。この農地は、祖父が分家に出た際に譲り受けたと聞きました。当時から日が当たらず、梅の木を植えたり、下にはフキを植えたようですが、シカの食害に遭うため、農地として利用しなくなったところを父から相続しました。

議長 わかりました。では本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前9時47分 議長交代】

議長 続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の11ページをお開きください。

議長 議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和3年5月31日公告予定分であります。

議案書の12ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、160件で面積410,685.75㎡です。所有権移転はございません。

貸借権設定についてですが、詳細が13ページから47ページに記載されておりますのでご覧ください。

審議の後、承認をいただきましたら、5月31日付で公告の手続きを行います。

議長 以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番から10番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員、6番 岡村委員、7番 本島委員、13番 長谷川委員、14番 赤坂委員、15番 遠藤委員の退席を求めます。

【午前9時49分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番から10番はそのように決定いたしま

した。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した6名の委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前9時51分 出席・議長交代】

議長

続いて11番から160番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、11番から160番はそのように承認いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

副主幹

報告事項、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。

これは農業用倉庫など、農作物の生産のために必要な施設について、農業用である旨証明を行うものです。この証明に基づき、課税が農業用施設として認識されます。農業用倉庫などについては、倉庫への進入部分や駐車場なども含めて2アール、200㎡未満という条件がございます。ただし、農業用の通路につきましては、面積の上限がありません。

今回の案件は、松田町地内の畑、面積は2筆合計1,147㎡のうち147.5㎡で、概要は農業用通路です。受付年月日は令和3年4月30日、処理年月日は令和3年5月10日です。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第12回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前9時53分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月25日

足利市農業委員会

5番委員

10番委員